



# パットワールド® PATWORLD

有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号  
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

Vol. 45 2007年12月06日

## 台湾特許出願の実体審査請求に係る公費の改定について

2007年11月6日付で、台湾特許出願の実体審査請求手続きに係る公費の改定案が公表されました。

前回の2004年7月1日付改定(現行)の明細書(詳細な説明、特許請求の範囲、要約書、必要図面を含む)頁数に基づく審査請求料の納付制度の導入に加えて、今回の改定案は、特許請求の範囲の請求項の項数による審査請求料の納付制度、並びに規定の期間内における出願取下げによる既納の審査請求料の全部又はその一部の返還請求制度を導入することを目的としています。

この改定案によれば、請求項が5項までの基本料を NT \$ 5, 000 (現在レートで日本円約 17, 500円)とし、請求項が5項を超えた場合は、その超過の請求項の各項につき NT \$ 1, 000 (日本円約3, 500円)の額を加算することとなります。

従って、請求項が8項を超える特許出願の場合は、現行の金額(NT \$ 8, 000)を超えることとなりますので、この改定案の施行前に早めに審査請求手続きを行うことをお勧め致します。

なお、その施行時期については、判明次第、改めてご案内致します。

以上